

## 市民福祉委員会記録

○開催日時

平成30年3月9日 午前10時2分～午後1時38分

---

○開催場所

第3委員会室

---

○出席委員（7人）

委員長	福田 俊一郎	委員	杉 菌 道 朗
副委員長	森 満 晃	委員	井 上 勝 博
委員	新 原 春 二	委員	持 原 秀 行
委員	瀬 尾 和 敬		

---

○その他の議員

議員	成 川 幸太郎	議員	落 口 久 光
----	---------	----	---------

---

○説明のための出席者

市民福祉部長	上大迫 修	保護課長	松尾和俊
高齢・介護福祉課長	遠矢 一星	子育て支援課長	知識伸一

---

○事務局職員

事務局長	田上正洋	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
------	------	-----------	---------

---

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第29号 薩摩川内市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について 議案第30号 薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第31号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第32号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第33号 薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第65号 平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算 議案第51号 平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第34号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第56号 薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから昨日の委員会に引き続き市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程の高齢・介護福祉課から審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第29号 薩摩川内市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第29号薩摩川内市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第29号薩摩川内市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

内容につきましては議会資料のほうで説明させていただきたいと思いますので、議会資料を御準備ください。議会資料の5ページになります。

1の条例制定の目的・経緯でございますが、介護保険法の一部改正に伴い、県から市に権限移譲される居宅介護支援事業者の指定に係る規定等を新たに整備するものです。

2の条例制定の基準についてですが、基本的には国の定める基準に準ずる形で条例を制定しますが、2の（2）に記載のとおり、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準があるため、3の本市独自の基準として、利用者に対する支援の提供に関する記録について、国の基準では2年間の保存ですが、保険者の介護報酬過誤返還等の債権消滅時効が5年間であることを踏まえ、国の基準とは異なる5年間保存とするものです。

6ページには、国の基準と本市の条例（案）の対比表を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと予習が足りなかったもんですから、今、この条例制定の目的を読んでもなかなかぴんとこないところがあって、これまでとどういうことが変わることなのかを、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）これまでケアマネージャーさんがいらっしゃいます居宅介護支援事業所につきましては、県のほうが指定をして、また、指導監査を行っていましたが、それが市のほうで行うことになります。

○委員（井上勝博）そういうふうに権限移譲がされてくると、それだけ事務的にもふえてくるということになって、ますます大変になってくるんじゃないですか。

きのうもそういう権限移譲の話があって、そんなふうにとどんどん上から仕事がおいてくるということになると大変なんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）確かに業務量が増えますので、人間的な要望、また、資格者の要望等は行っております。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第30号 薩摩川内市特別養護老人

ホーム鹿島園条例の一部を改正する条例の  
制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第30号薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第30号薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

内容につきましては、議会資料で説明させていただきますので、議会資料の7ページをお開きください。

1の改正の目的・経緯でございますが、特別養護老人ホーム鹿島園のサービスの維持及び施設の維持管理の効率化を図るため、甌島敬老園のサテライト型施設として、鹿島園を地域密着型特別養護老人ホームに変更するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

2の改正内容ですが、表の中段、改正前の法第20条の3に規定する施設定員とは、いわゆるショートステイで、ショートステイの定員を5人から6人へと1人ふやし、下段の法第20条の5は入所定員になりますが、入所定員を30人から29人へと1人減らすものです。

今回の変更により、鹿島園において、介護支援専門員、栄養士及び機能訓練指導員等、有資格者の確保が困難な状況が発生しても、本体の甌島敬老園に配置されていれば、介護給付費の減算対象とならないなど、事業の維持確保につながるものです。

なお、入所者に直接対応する介護職員または看護職員の数に関する基準については、改正前と変更はございません。

3の今後のスケジュールですが、平成28年度から平成32年度まで社会福祉協議会が鹿島園の指定管理を行っており、今回、条例改正を行うことで、手続上、指定管理の取り消しになりますが、今回の改正は、指定管理基本協定に基づく協議の結果であり、今後の指定管理に関する公募は平成32年度までの残り期間とし、非公募の形で社会福祉協議会に委託する方針で、議会の議決等、必要な手続を経て、本年10月1日、新たに管理代行を開始予定であり、本条例改正の施行期日も10月1日としております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第31号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第31号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第31号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

内容につきましては、議会資料の8ページをお開きください。

概要の1、保険料算定における所得段階境界の改正等についてですが、まずは、保険料段階の判定にあたっては、長期や短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いること。

次に、表の中の第7、第8、第9段階に括弧書きで記載しておりますが、それぞれ境目となる基準所得金額を、国の施行規則の改正に伴い変更すること及び第7期介護保険事業計画期間である、平成30年度から平成32年度における介護保険料を、第6期同様、月額6,100円とし、所得段階も第6期同様、13段階13階層、低所得者層の第1、第2段階の軽減措置も第6期に引き続き継続しようとするものです。

次に、2の文書提出及び質問に対する答弁等の違反の対象者拡大については、これまで65歳以上の第1号被保険者に対し規定されておりましたが、介護保険法の改正により、40歳から64歳までの第2号被保険者にも対象を拡大するものになります。

なお、介護保険料と直接関連するため、ここで薩摩川内市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画について説明させていただきたいと思っておりますので、市民福祉委員会資料の別冊2を御準備ください。委員会資料の別冊2でございます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

1ページには、計画の位置づけと計画期間を、開けていただき、2ページには、基本理念や施策展開、基本目標を、3ページには、高齢者人口等の推移を記載しておりますが、内容につきましては12月議会の委員会でご説明しましたので、省略させていただきます。

4ページをお開きください。

要介護認定者数の推計についても前回御説明申し上げましたが、直近の認定率の動向等を踏まえ19.5%で推移するものと見込んでおりますが、高齢者数の増加に伴い、認定者数自体はふえる見込みです。

次に5ページをごらんください。

(1)の標準給付費についてですが、まず、表の上から3行目、総給付費の内訳として記載してある「総給付費」につきましては、居宅・施設等のサービス給付費の見込みになりますが、認定者数の増加や直近の給付実績の伸びのほか、平成31年度からは広域型特老10床、地域密着型特老29床、グループホーム9床の増床等を見込み、3カ年間で約271億円と見込んでおります。

その下の「一定以上所得者負担の見直しに伴う財政影響額」とは、昨年6月議会の委員会の中で御説明しましたが、現在、利用者負担は通常1割で、所得の高い方は2割となっておりますが、その2割の方のうち、特に所得の高い方については、本年8月から3割負担となります。利用者負担が上がる分、介護給付費は下がりますので、それらの影響額が3カ年間で約マイナス800万円。

その下の「消費税率等の見直しを勘案した影響額」は、平成31年10月から消費税率の改定が予定されていること、また同じく平成31年10月から勤続10年以上の社会福祉士に対し、

月額8万円の処遇改善加算が予定されていることから、それらの影響が2カ年間で約3億3千万円。

そのほか、特定入所者介護サービス費等給付費など全ての給付費を加えた上段の標準給付費見込み額が3カ年間で約301億5,000万円と推計しました。

次に、(2)の地域支援事業費についてですが、対象者が要支援1、2及び総合事業対象者である訪問・通所型事業や介護予防事業等を実施する「介護予防・日常生活支援総合事業費」と、地域包括支援センターの運営や医療・介護の連携、生活支援体制整備、認知症総合支援などを行う「包括的支援事業・任意事業費」になりますが、どちらも65歳以上や75歳以上の人口の伸び等から事業費枠が算出されますので、事業枠を最大で活用した場合の推計としております。

その下に、(3)として、標準給付費と地域支援事業費の合計を記載しておりますが、3カ年間の事業費として約321億5,000万円と推計したところであります。

次に、6ページをお開きください。

6の保険料設定についての考え方については、先ほどの説明と若干重複しますが、(1)の保険料の上昇要因としては、①高齢者数、認定者数の増加、②の第1号被保険者の負担割合が1%上がったこと、③の新たな施設整備、④の消費税率改定等による影響等があります。

一方、(2)の保険料の抑制要因としては、①で基金を3カ年間で約4億円取り崩す予定としていることや、②で利用者負担割合の見直しなどになります。

その結果、7ページの上のほうを見ていただきたいと思っておりますが、(3)に第1号被保険者の介護保険料の内訳を記載しておりますが、推計した給付費から第1号被保険者の保険料を算出した場合、月額6,519円となりますが、基金を活用することにより、保険料は第6期と同様、月額6,100円と設定したところであります。

(4)の所得段階別につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○委員長(福田俊一郎) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博) 今の計画の6の(1)の②

の負担割合の変更というところで、これは1%、第1号被保険者がふえるわけですが、これは法律に基づくということなんでしょうか、その辺をよろしく。

○高年齢・介護福祉課長（遠矢一星）これは、介護保険法の改正に伴うもので、法律に基づくものになります。

○委員（井上勝博）この法律が変わったからなんだろうが、第1号被保険者の保険料の負担になるものですか。わかりました。

それと、地域支援事業費というのが要支援1、2の方々のサービスのために設けられているわけですが、介護保険料の中に485円となっているんですけど、地域支援事業費というのは、どういうものなのかがよくわからないんです。

介護保険制度というのは、介護給付があって、その介護給付の中の何%が保険料でと、第1号保険料でとかというふうに決められているというのは過去にわかりやすかったわけですが、地域支援事業というのは、要支援を外して、財源というのは決められているんですか。例えば保険料の何%とか、そういうふうに決められているものでございましょうか。

○高年齢・介護福祉課長（遠矢一星）地域支援事業費につきましては、5ページの(2)になります。この表の中の介護予防・日常生活支援総合事業費というところにつきましては、これまでの財源ですが、財源構成としましては、国が25%、県・市が12.5%、1号が22%、2号が28%と、普通の介護サービス事業と一緒にです。

しかしながら、包括的支援事業・任意事業費のほうになります。こちらのほうの財源構成としましては、国が39%、県と市が19.5%、それから、1号保険料が22%と、2号の保険料は入っていません。

○委員（井上勝博）今回は介護保険料の引き上げが伴わなかったということで、ほっとしているところではあります。全県的な状況というのは、新聞報道をされたかしれんですけども、どんな状況か教えてもらえますか。

○高年齢・介護福祉課長（遠矢一星）全県的には、まだ確定ではございませんが、各市おおむね上昇しております。

今把握している段階で言いますと、本市の保険料6,100円というのは、19市のうち9番目に

なります。9番目が2市ありますので、おおむね中間層です。

それから、43市町村の中でも21番目になっておまして、21番目が4市町村ございますので、やはり中間的なところの保険料水準というふうになっております。

○委員（井上勝博）確かに今までは3番目ということで、高いと言って、今度は真ん中になってきたわけですが、ただ、高齢者の保険料との関係で言うと、介護保険料が、1回当たりの保険料の差引額が非常に大きくて、夫婦合わせて何万円ということで、本当に困っているわけです。

例えば、年金が少ない場合で、介護保険料を引いたら、いわば生活保護水準以下になる場合は、たしか減免という形での制度があったと思うんですけど、これは申請しなければならないというふうになっていたと思うんですが、それはどういふふうに今、運営というか、申請なんかはされておりますか。

○委員長（福田俊一郎）井上委員、介護関係については、後ほどまた予算と所管事務調査です。この議案についてできれば絞って質問をいただければと思います。

○高年齢・介護福祉課長（遠矢一星）災害等に関する減免というのはございますが、生活保護に関するものの減免申請というのは、今のところないということです。

○委員（井上勝博）余り知られていないという制度だと思えます。だから、そういう制度も活用するような行政側からの宣伝もして、可能な限り負担を軽くすることをやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにもございせんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からはございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありせんか。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありせんか。

○委員（井上勝博）今回は保険料の引き上げはなかったと、県内でも順位が真ん中ぐらいになったという点では、気持ち的にはほっとしているわけですが、ただ、実態としての高齢者の今の暮らしとの関係でいったら、非常に高いというのは、ほかが高くなってきたわけであって、引き下がったわけではないので、全国的に見れば介護保険料を引き下げるために一般会計からの繰り出しというのをやっている自治体もあって、だから、そういう点では、国がいろいろ規制はしているけれども、法律違反ではないので、そういう努力もしてもっと引き下げていくということをぜひお願いしたいということで、議案については反対いたします。

○委員長（福田俊一郎）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（福田俊一郎）次に、反対の討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（福田俊一郎）討論は終結したと認めます。

採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第32号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第32号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第32号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御

説明申し上げます。

内容につきましては、議会資料の9ページをお開きください。

1の改正の目的・経緯ですが、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、関係する三つの条例の一部改正になりますが、3行目の後ろの部分から記載しております薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例並びに薩摩川内市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例になります。

2の改正内容としましては、(1)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、人員の配置及び経験年数の緩和であり、(2)の地域密着型通所介護では、障害福祉サービス提供事業所が介護サービス事業所として指定が受けられる共生型地域密着型サービスの創設など。

10ページをお開きいただきまして、(3)の認知症対応型通所介護では、共用型施設における利用定員数の拡大、(4)の認知症対応型共同生活介護では、グループホームにおける身体的拘束等に係る指針や適正化について、(5)の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、入所者の病状等の急変に備えるための対応方針策定の義務づけを、(6)の看護小規模多機能型居宅介護では、サテライト型の基準の創設、(7)の介護予防支援では、医療機関への情報提供の義務づけなどになります。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この改正の(1)のところで、資格が緩和されたということなのか、どうところが緩和されたか、もっと具体的に教えてくださいませんか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）2の(1)の例えばイにありますけれども、オペレーターの関係で、サービス提供責任者の、これまで3年以上の経験というものが必要でしたが、これ

は1年以上に変更するなど、そういった経験者の経験年数の緩和等がございます。

○委員（井上勝博）定期巡回、介護も看護もされる方ですから、例えば胃ろうだったかな、いろいろ難しいチューブを患者さんの体に入れたり、たんを吸引するという作業なんかを、そういうのをせんないかんのかかもしれませんが、経験年数というのは、オペレーターの方が複数いらっちゃって、一人の方が例えば3年以上の資格を持っていれば、もう一人の方は、資格は持っていない、経験が足りたくでも一緒についていけばできるというものなのか。

そこで経験を積んで3年以上たった場合に、その方がまた単独というか、そういう仕組みなんですか、その辺教えてください。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）これは、責任者の方の資格基準というような形になります。

補足しますと、この（1）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、本市でサービスを提供する事業者はございません。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第33号 薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第33号薩

摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第33号薩摩川内市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

内容につきましては、議会資料の12ページをお開きください。

1の条例改正の目的・経緯ですが、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義規定に改正があったもので、2の改正内容に記載のとおり、主任介護支援専門員につきましては、平成28年度から更新性が導入され、更新時に新たな研修が創設されたため、主任介護支援専門員の定義を、記載のとおり、「当該研修を終了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、主任更新研修を修了している者に限る」と改めるものです。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次は、審査を一時中止

しておりました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** それでは、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について御説明申し上げます。

まずは、歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の24ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費、3目介護保険対策費及び4目養護老人ホーム費の増額は、職員給与の改定に伴うものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、14ページをお開きください。

21款5項4目雑入の増額は、説明欄に記載の甌島敬老園派遣協定収入（養護分）で、養護老人ホーム甌島敬老園へ派遣している職員1名分の給与費等に関しては、協定に基づき派遣先から雑入として受け入れており、先ほど歳出でありました養護老人ホーム費の3万7,000円の増額に伴い、同額を増額するものでございます。

以上で、一般会計に係る説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止いたします。

---

△議案第65号 平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、議案第65号平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** それでは、議案第65号平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で説明しておりますので省略させていただきます。

まずは、歳出から説明させていただきますので、

予算に関する説明書の134ページをお開きください。

3款2項7目包括的支援事業一般管理費の増額は、職員給与の改定に伴うものであります。

次に、135ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金の減額は、先ほどの職員給与改定に伴う増額分に対し、第1号被保険者の負担分22%分として積立金を減額するものです。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、131ページをお開きください。

131ページの4款2項国庫補助金から133ページの9款1項他会計繰入金までの増額分につきましては、職員給与改定に伴う歳出補正に対応した国、県、市の法定負担分の増額であります。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 当初予算概要を準備いただきまして、56ページをお開きいただ

きたいと思います。

下段の老人福祉施設管理事務事業につきましては、生活支援ハウスの運営委託のほか、施設設備の改修等を行うもので、本年度につきましては、もくもくふれあい館の側溝ふたの設置のほか、里生活支援ハウスにおきまして、スチームコンベクション等の購入を行う予定としたところでございます。

めくっていただきまして、58ページをお願いいたします。

58ページ上段の家族介護用品購入助成事業につきましては、介護家庭の経済的負担を軽減するための介護用品購入の一部助成ですが、今回、年齢要件等を引き下げるなどの改正を行う対象となっております。

次に、1枚めくっていただきまして59ページをお願いいたします。

下段の介護サービス従事者確保事業につきましては、甌島地域における介護サービスの維持を図るため、本土地域から1カ月以内のローテーション等でサービスを提供される本土の事業者に対し、現地での宿舍確保に要する家賃、また、派遣した従業員の本土への渡航に要する経費の一部を支援するものとして制度を構築したものであります。

右側、60ページであります。

中段の離島等サービス確保対策事業につきましては、甌島地域における介護サービスを確保するため、島内での人材養成に関する取り組みなど、具体的方策や事業の検討を行うため、地域住民を交えた会議等を設置し、住民自身による介護サービスのあり方を協議いただき、必要な人材育成を展開しようとするものでございます。

めくっていただきまして、61から65までの間につきましては、介護保険事業特別会計の事業等を掲載しておりますが、今月中に第7期の介護保険事業計画を策定し、6期に引き続き事業展開をするものということで関係してございます。

申しわけありません。63ページの部分で、中段の生活支援体制整備事業につきましては、第7期から新たな制度として創設したものであります。生活支援コーディネーターを中心に、介護事業所等での既存サービスにない買い物支援、掃除、草刈りなど、地区コミュニティ協議会を主体にサービス体制とサービスを構築していただくための補助制度をスタートさせるものとしており

ます。

なお、予算概要には記載してありませんが、一般質問等にもありましたとおり、社会福祉協議会が本土地域で提供しております居宅介護支援事業、訪問介護、訪問入浴等につきまして事業の撤退等がございますので、これにつきましては適切な対応を諮っていくよう見守っていききたいという考え方であります。

以上が、高齢・介護福祉課に係る主要事業であります。

この後、課長から予算の概要説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）引き続き当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち高齢・介護福祉課分について御説明いたします。

事業内容につきましては、予算調書のほうにより説明させていただきますが、申しわけございません。説明の前に1カ所訂正がございます。

予算調書の149ページをお開きください。

事項、養護老人ホーム管理費の右側の経費の主な内容の欄に、「一般職1人」と記載がありますが、これは誤りで、削除をお願いしたいと思います。

平成29年度までは職員1名を甌島敬老園に派遣する形をとっておりましたが、該当職員の退職により、平成30年度は派遣を予定しておりません。まことに申しわけございませんが、削除をお願いしたいと思います。

それでは、説明に移らせていただきます。

まず、歳出から説明させていただきますので、予算調書の146ページをお開きください。

まず、上段でございます。事項、老人福祉管理運営費につきましては、高齢者福祉事務に係る経費で、一般職6人分の給与費、共済費のほか、敬老金等支給事業高齢者クラブ連合会補助金や、はり・きゅう、マッサージ等施術料助成等を計上しております。

次に、下段の事項、老人福祉施設管理費につきましては、高齢者福祉施設の電気、消防用設備、浄化槽等の保守点検業務、管理代行委託など、施設の維持管理に必要な経費のほか、もくもくふれあい館の側溝ふたの設置工事費などを計上しております。

次に、147ページをごらんください。

事項、高齢者生活支援事業費につきましては、高齢者訪問給食サービス事業など、在宅の要援護高齢者の生活支援を目的とした経費を計上しております。

次に、下段の事項、在宅介護者支援事業につきましては、寝たきり等の高齢者等を在宅で介護している介護者等を支援するための経費を計上しております。

なお、家族介護用品支給事業と、上段の高齢者訪問給食サービス事業については、制度変更等を予定しておりますので、後ほど市民福祉委員会資料で御説明いたします。

次に、148ページをお開きください。

老人措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置経費を計上しております。

次に、下段の介護保険対策費につきましては、介護保険事務事業に係る業務を行うための経費で、一般職員13人分の給与費、共済費など、介護保険事業運営に必要な職員の人件費や、補助事業を活用した甌島地域における介護サービス従事者確保のための住民等による会議等に係る謝金と、また、新規事業として、甌島地域で実施する介護サービス事業に島外から従事者を短期雇用派遣することで、事業を維持展開する事業者に対する家賃、船賃の助成を行う介護サービス従事者確保補助金及び介護保険事業特別会計の繰出金等を計上しております。

なお、新規事業の補助金につきましても後ほど市民福祉委員会資料のほうで御説明をいたします。

次に、149ページをごらんください。

事項、養護老人ホーム管理費につきましては、養護老人ホーム甌島敬老園の施設運営に係る管理代行委託料等を計上しております。

次に、下段の事項、特別養護老人ホーム管理費につきましては、特別養護老人ホーム甌島敬老園及び鹿島園の施設の修繕料を計上しております。

次に、150ページをお開きください。

事項、介護認定審査費につきましては、介護保険法の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務及び要介護・要支援認定に係る業務を行うための経費を計上するもので、介護認定審査会12合議体の委員60人、介護認定訪問調査業務嘱託員15人の報酬等の人件費のほか、主治医意見書作成手数料、要介護認定支援システム保守料・リー

ス料等を計上しております。

次に、下段の事項、労働者福祉対策につきましては、シルバー人材センターに対する補助金を計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の34ページをお開きください。

34ページでございます。

主なものについて御説明申し上げます。

13款2項1目民生費負担金1億270万2,000円の主なものは、老人福祉費負担金9,990万円で、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者が収入に応じて負担するものであります。

次に、14款1項2目民生使用料194万8,000円の主なものは、屋内ゲートボール場使用料177万6,000円など施設使用料であります。

次に、15款1項1目民生費負担金1,187万5,000円は、低所得者の保険料軽減に伴います国の負担分であります。

次に、16款1項1目民生費負担金593万7,000円は、低所得者の保険料軽減に伴います県の負担分であります。

次に、16款2項2目民生費補助金936万5,000円の主なものは、老人クラブ運営費補助金666万6,000円であります。

次に、17款1項2目利子及び配当金の1,000円は、介護保険高額介護サービス資金貸付金利子収入になります。

次に、21款3項1目貸付金元利収入150万円は、特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入で、旧里村において社会福祉法人里福祉会が平成14年度に整備した特別養護老人ホーム寿里苑園の運転資金として貸し付けた3,000万円に対する償還金であります。

次に、21款5項4目雑入の131万6,000円の主なものは、里及び鹿島の生活支援ハウス入居者利用料などであります。

続きまして、新規事業等につきまして御説明させていただきますので、市民福祉委員会資料の別冊2を御準備ください。

別冊2の8ページをお開きください。

まずは、(1)の介護家族用品支給事業についてです。

現在、65歳以上の寝たきり、もしくは重度認知症の方の介護に関し、おむつや、お尻拭きなど

に使える利用券を、3に記載のとおり助成しておりますが、今回、4の改正内容に記載のとおり、①では対象者の年齢要件を40歳以上に引き下げ対象者を拡充すること、及び②では、これまで申請日前3カ月間在宅で介護をしているという条件がありました。申請日前180日間のうち90日間在宅で介護をしていることと改め、支給要件を緩和しようとするものです。

5の改正理由につきましては、①の年齢引き下げは数は少ないものの、第2号被保険者においても日常生活の自立度が重度の方や、若年性認知症の方など重度の方もおられることから、経済的支援策として、また、②の支給要件の緩和は、現在、申請日前3カ月以上の在宅で介護という条件がありますが、3泊4日を超える入院がありますと、またそこから3カ月間の在宅介護期間を必要とし、申請が先送り先送りとなる方もいることから、同様の助成制度で、要介護4、5の方を在宅で介護している場合に支給される寝たりきり老人介護手当の支給要件にそろえたところであります。

次に、9ページをごらんください。

(2)の介護サービス従事者確保事業補助金で、新規事業になります。

2の目的に記載のとおり、甌島地域における介護サービス従事者の確保策として実施するもので、3、4に記載のとおり、島外から1カ月以内の短期雇用や派遣で必要な職種や従事者を確保し、介護サービス事業を実施する場合、家賃、船賃の助成を行おうとするものです。

実例としましては、上甌島地域で訪問看護を実施する事業者が、必要な職種のうち看護師は島内で確保しておりますが、必要な理学療法士1.4人を確保するため、1名は島外から2年間の派遣、0.4人分は高速船で毎週月、水、金と異なる理学療法士を日帰りで本土から派遣しております。

なお、この補助金のほかに島外から1カ月以上3年以内の期限つき雇用並びにU・I・Jターン者など、就職等に関する助成制度としては、介護サービス事業者に限らず、商工政策課所管の雇用対策支援補助金の中で拡充していただいております。

甌島地域は、本土地域と比較し介護サービスのメニューも少ないことから、このような助成制度を活用し、現サービスの維持及び民間事業者の新規参入など、新たなサービスの展開につながれば

と考えております。

次に、10ページをお開きください。

(3)の高齢者訪問給食サービス事業に係る制度変更になります。

まず、1のサービスを実施しない日、いわゆる定休日ですが、これまで年間1月1日の1日のみでしたが、平成30年度からは、毎月1回と12月31日から1月2日までの計15日間を定休日とするものです。

事業者の意向も踏まえ、利用者のアンケート調査も実施しましたが、アンケートでは、今のままがいいという意見が大半ではありましたが、早目に知らせてもらえば準備はできるなどの意見を付していただく方も多く、事業者と協議の結果、定休日をふやすこととしました。

他市におきましても、休みなし、または元旦のみ休みという自治体が7つある一方で、お正月、お盆に3日以上のお休みを設けたり、毎週日曜日や正月、お盆に休みとする自治体も多く、サービス提供事業者と協議の上、今回変更をするものであります。

また、2では、近年の配食数の減少傾向等を踏まえた委託単価の見直し及び、また、3では、新たにおかずのみというメニューの配食を追加したいと考えております。

なお、今後におきましても消費税率改定など、社会情勢の変化等が予想されることから、引き続き公費と自己負担のあり方など検討を進めてまいりたいと思います。

以上で、平成30年度一般会計に係る高齢・介護福祉課分の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の訪問給食サービスなんですけど、合併した時だったと思うんですけど、ほぼ365日の給食サービスができて、よかったなと思っていただけです。

というのは、前聞いた話だと休みがあると、その1日何もないということで、休みの前の日にパンを買ってきてもらって、その1日はパンで過ごすという方もいらっしゃるというのを聞いたものから、だから、休みがふえるのは、業者にとってみれば確かに今まで大変だったんだろうなというふうな思いもありますが、一方で、準備とい

っても、準備ができる人ばかりなんだろうかと、そこら辺の、アンケートはとられているんでしょうけれども、例えば前日の日にパンを買っていくということができれば過ごすことはできるんでしょうけど、その辺はどう考えていらっしゃるか。実態としてはどうなのかということをお聞かせいただけますか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 現状におきましても、例えば毎年1回か2回は台風接近時等の場合には、配達が困難であろうという日が見込まれることから、その際には事業者のほうがパンか何か準備したほうがいいですかというのを、1軒1軒聞きながら、最後の配達の日には、そういう軽食というのを代替で配食していただいていることもございますので、今回の休み設定に当たっても、事前にお知らせする中で、利用者さんのほうからそういう要望があった場合は、そういう要望に応じていただけませんかということをお願いはしております。

**○委員（井上勝博）** これは、業者さんはそれぞれの地域にいらっしゃると思うんですけど、義務はできないんですよ、要するにそういうことにしてくださいというふうなことはできないんですよ。だからといって、行政側としても支援体制、お金を払うからぜひやってくださいということはどうもできないものでしょうか。

業者に任せてしまうということになると思うんですけど、その辺はどうですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** その部分に公費を充ててするということは、結局休みはないという形になると思いますので、事前に定休日というのをそれぞれ事業者でお示しする中で、各自軽度な物を準備していただくとか、実態としましても、毎日給食をとっていらっしゃる方というのは、ほとんどいらっしゃらないといいますか、全体の利用者の2割程度になっておりますので、そういった意味からも、何らかの形で御自分で保存食といいますか、食べるものの確保は可能だというふうには考えております。

**○委員（井上勝博）** それから、1食当たりの単価なんですけども、川内、本土支所、甕島、それぞれ値段が違うということなんですけど、同じ市に住んでいるわけですので、ここは、どこに住んでいてもそういうサービスは均一にするというふうにしてよかったんじゃないかなと思うんですけど

ども、以前から格差はあったみたいですが、これはいつぐらいからこういう格差、私はそういう格差があるという認識がなかったもんですから、いつぐらいから始まったものですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 済みません。資料の2に書いてあります金額というのは、これは行政から事業者にも払う委託料で、地域ごとに異なっております。

下のほうの3に利用者負担というところがございますが、これは、どの地域でも現在、1食450円になっておりますが、平成30年度からは、ご飯は炊けるけども、おかずだけが欲しいという方も、希望もございますので、事業者と話をしまして、おかずのみということで、新たに400円という自己負担の設定はまた追加するところであります。

これは市内統一の金額です。

**○委員（杉藺道朗）** 家族介護用品支給事業については、2号被保険者も該当ということで、ある意味負担が軽減になるので、非常にいい制度かなと思うんですが、現状で、このことによって対象となる人数的なものは把握をされておりますでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 現在、2号被保険者の中で介護認定を受けていらっしゃる方が大体100名弱、96名ぐらいなんですけど、その方のうち介護用品支給対象の生活自立支援度、また、認知症度に当たる方は約40名です。

ただ、この方の中でも施設や入院等をされている方もいらっしゃいますので、これがまた在宅でとなると、25人程度というふうには考えております。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。

**○委員（持原秀行）** 新規事業の介護サービス従事者確保事業の中で新たにこの補助金が出るということになっているんですが、現状、家賃補助、家賃月額2分の1内、上限を1万5,000円とかということで、船賃の補助とかあるんですが、現状はどんな形でされているんですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** 現状は、例えば先ほど事例として説明しました理学療法士を派遣している月、水、金につきましては、日帰りになりますので、家というのは借りていない。毎週高速船を使って毎日、月、水、金、日帰りという形で行かれております。

2年間の期限つきで派遣されている方については、会社が家を借りて、甑島のほうに住んでいらっしゃるんですが、住民票は、家族の関係、都合上、移していないということでした。

○委員（持原秀行）であれば、これは本当に今までのやり方とすれば、家賃とかずっと事業者負担に、なっていたわけですね。

そうすると、現実的にどれぐらいで借りておられるのか、そこの実態を調べて、もうちょっと事業者負担がふえないような形の中で、十分にこういう新規事業に補助金を持ってこられたのか、そこらあたりを教えてください。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）家賃補助につきましては、甑島地域で聞いたところ、大体相場的には1万円から2万円というふうにお聞きしたんですが、実際借りていらっしゃる事業者のほうにお聞きしたところ、月額が3万円ということでしたので、他の補助制度と統一する形で、3万円の2分の1の1万5,000円を限度としたところでした。

○委員（持原秀行）きのうも社協の関係とかいろいろとお話もしました。

行政が本来ならばやるべきところの中で、こういうのをお願いをしているということもありますので、きちっとそういうところを検証しながら、事業者さんとか、働く人が余り自分の自己負担がないように、島民の皆さん方にも十分サービス提供ができるように施策の拡大というんですか、増加というんですか、そういうのを今後も、これは新規事業ですので、これから後もこれを検証しながら次につなげるようにしていただきたいと思えます。要望です。

○委員長（福田俊一郎）要望です。

ほかにございませんか。

○委員（新原春二）1点、新規事業の中で、生活支援の地域が支える高齢者福祉の充実ということで、今回初めて地域生活支援事業補助金という制度が設けられているわけです。これはここですよ。

これは、主体としてはコミ協が支えになるということになるんだろうと思いますけども、今までは補助金ではなくて、市のほうから委託費が出てそれぞれ事業展開されますけど、それが成熟をして、コミ協で具体的にいけるなということで今回新規事業の補助金ということに制度が変わってき

たんだろうと思いますけども、制度としては非常にいい制度であって、これが進展をすれば、非常に支え合いをしていくという意味では非常にすばらしい施策だと思いますけども。

いろいろコミ協の状況を聞いてみれば、かなり負担だなという声が結構聞こえてくるものだから、これがスタートする場合に、具体的に今の委託事業の中でそういう話が持ち上がってきてこういう制度に変わってきたのか、そこら辺の状況を教えていただいて、今後どうなっていくのか、手挙げ方式だろうと思いますけど、手が挙がるどころと挙がらないところ、不公平が出てくると思うんですけども、そこら辺の、今の現状でどういうふうにこういう事業者が実際いかれていくのかを教えてください。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）この地域生活支援事業については、特別会計の中で御説明したいと思っておりますが、今のこの場でのお答えという形でよろしいでしょうか。

○委員（新原春二）どっちでもいいです。

○委員長（福田俊一郎）介護保険のほうでいいですか。

○委員（新原春二）介護保険で。

○委員長（福田俊一郎）では、そこで。一応保留ということでお願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

では、次に委員外議員からはありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第51号 平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第51号平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第51号平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計について御説明させていただきます。

説明につきましては、市民福祉委員会資料の別

冊2を使いまして説明させていただきたいと思っておりますので、別冊2を御準備ください。12ページでございます。

まずは歳出を説明させていただきます。

1款1項1目居宅介護サービス費は、説明欄に記載の各種居宅サービス給付費を計上しております。

次の同項2目施設介護サービス費は、介護保険3施設と呼ばれる特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の施設介護サービスに係る給付費であります。

次の、同款3項1目審査支払手数料は、保険給付費の審査支払い事務に係る経費で、国保連合会に支払うものであります。

次の同款4項4目高額介護サービス等費は、介護サービスの利用者負担が高額となった場合に、利用者負担の軽減を図るものであります。

次の、同款5項7目特定入所者介護サービス等費は、所得の低い要支援・要介護者にとって、保険給付対象外となる食費及び居住費の負担が過重とならないよう、また、要介護認定の申請前に、緊急その他やむを得ない理由により介護サービス、又は介護予防サービスを受けた場合に補給付するものであります。

次の同款6項1目の介護予防サービス費は、要支援1・2の認定者に係る介護予防サービス給付費等であります。

次の同款7項3目高額医療合算介護サービス等費は、前年8月から本年7月までの1年間において、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になった場合の利用者負担を軽減するものであります。

次に、3款2項2目総合相談事業費は、介護相談業務等嘱託員1名の人件費のほか、地域包括支援センターへのランチ機能を伴う在宅介護支援センター12カ所への総合相談業務委託料が主なものであります。

次に、同項3目権利擁護事業費は、成年後見人制度等の普及・啓発事業を一体的に実施する社会福祉協議会権利擁護センターに対する事業補助になります。

次の同項5目任意事業費につきましては、介護給付費適正化業務嘱託員4名及び職員2名の人件費を初め、介護給付費適正化事業に係る経費のほか、家族介護支援事業に係る経費を計上しており

ます。

次の同項7目包括的支援事業一般管理費は、社会福祉協議会への地域包括支援センター業務委託料及びシステム経費等を計上しております。

次に、13ページをごらんください。

同項8目在宅医療・介護連携推進事業費は、川内市医師会、薩摩郡医師会及び薩摩川内市歯科医師会に委託する在宅医療・介護連携推進事業に係る経費であります。

次の、同項9目生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーター業務嘱託員1名の人件費のほか、新規事業として、本年度までモデル事業として実施していた高齢者介護予防コーディネート事業を改め、生活支援体制整備事業として実施する地区コミュニティへの補助金等の経費であります。

新規事業の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

次の同項10目認知症総合支援事業費は、介護予防業務嘱託員2名及び認知症地域支援業務嘱託員1名の人件費のほか、認知症カフェ業務委託料等であります。

次の同款3項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1・2及び総合事業対象者の総合事業の訪問型及び通所型のサービスに係る経費であります。

次の同項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業のケアプランに関する経費であります。

次の同項3目高額介護予防サービス費相当事業費は、総合事業利用において利用者負担が月額上限額を超えた場合、利用者負担の軽減を図るものであります。

次の同款4項1目一般介護予防事業費は、介護予防地域支援業務嘱託員2名及び職員4名分の人件費のほか、ミニデイやサロンを含む地域づくり事業など、介護予防事業に要する経費であります。

次の同款5項1目審査支払手数料は、国保連合会への支払手数料であります。

次の4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金から生ずる利子相当分を計上しております。

次の6款1項償還金及び還付加算金は、国庫支出金等の精算返納金を計上しております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、資料の11ページをお開きください。

1 款保険料は、第 1 号被保険者の保険料に係る分であり、平成 29 年度の賦課実績から推計し、計上しております。

次の 3 款使用料及び手数料は、督促手数料であります。

次の 4 款国庫支出金は、介護給付費に係る国の法定負担分と調整交付金、地域支援事業に係る国の交付金を計上しております。

次の 5 款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に係る第 2 号被保険者の負担分として支払基金から交付されるものであります。

次の 6 款県支出金は、介護給付費に係る県の法定負担分と、地域支援事業に係る交付金であります。

次の 7 款財産収入は、介護給付費準備基金の利子相当額であります。

次の 9 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、介護給付費に係る市の法定分と、地域支援事業に係る介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業の市の負担分であります。

次の同款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費に財源不足が見込まれるため、介護給付費準備基金から繰り入れるものであります。

次の 10 款繰越金は、前年度繰越金であります。

次の 12 款諸収入の 4 項 3 目雑入で、地域包括支援システム負担金 113 万 4,000 円を計上しておりますが、これは、外部委託した地域包括支援センターが使用する地域包括支援システムの使用料相当額を負担金として徴するものであります。

続きまして、新規事業について御説明いたしますので、資料の 14 ページをお開きください。

新規事業として、地域生活支援事業に係る補助制度になります。

これは、平成 27 年度から平成 29 年度までモデル事業として 14 の地区で実施していただいた高齢者介護予防コーディネート事業の検証を踏まえ、平成 30 年度から全地区を対象に住民主体の生活支援に取り組んでいただこうとするものです。

3 の補助対象は、地区コミュニティ協議会で、15 ページになりますが、4 の事業内容としましては、(1) では、地域の課題やニーズの把握・企画立案等を行うなど、生活支援に関する体制づくり、(2) では、実際に支援が必要な高齢者に、支援できる方をマッチングしていただくこと、(3) では、地域で実施されている介護予防事業等への

つなぎなどになります。

また、生活支援サービスの提供イメージとしては、無償・有償などがありますが、サービスメニューを含め、各地域の環境や課題、ニーズ等をもとに、住民主体で検討していただくこととしております。

5 の補助金の額としましては、表に記載のとおり限度額を設定しますが、③の初期経費につきましては、事業開始初年度のみとします。

なお、本事業は、全地区を対象に事業を展開していきたいと考えておりますが、全ての地区に強制的に実施していただくものではなく、事業内容に御理解いただき、地域として取り組むべきと判断していただいた際に実施していただきたいと考えていることから、今年度は、4 月、7 月、10 月スタートと 3 段階での希望を伺い、それぞれの希望時期に合わせ、各地区と協議を進め、また、来年度以降も未実施地区に対しは募集をかけていきたいというふうに考えております。

以上で、平成 30 年度介護保険事業特別会計についての説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入りますが、先ほど保留しておりました新原委員の御質問に対する答弁からお願いをいたします。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）先ほどの御質問についてですが、まず、モデル事業をした中での検証結果としましては、モデル事業の中では、生活支援の部分と介護予防という 2 本立てで実施してきました。

生活支援という部分では、全て無償の形でのサービスを各地区実施していたことから、お金はかからないということで、毎日のようにいろいろ頼まれる方もいらっしゃる。

ただ、一方で、本当に困っていらっしゃるような方の所に行くと、何か支援は必要じゃないですかとお聞きすると、ただじゃやっぱりの毒かということで、なかなか利用されないという、こういう両極端の課題というのが出てきました。

これらを解決する上では、少し低額でも構わないので、有償サービスというのがどうだろうかということで提案はしたわけですが、これはメニューによっては実費相当かかるものもございまして、有償のものもあれば、無償のものもあっていいと思いますので、それは各地域でいろいろ御検討をいただくということにしております。

それから、介護予防という面では、各14地区のモデルの中で、サロン等を実施して、来ていただいたこともございますが、サロン等につきましては、ほかにいきいきふれあいサロン事業という同じような制度の中で実施していることもありまして、いろいろ御意見をいただく中で、サロン等につきましては、そのサロン事業のほうの基準の中で実施していただきたいというふうになったところとあります。

確かにこの生活支援サービスにつきましては、地域の方でいろいろ考える中で、また御負担等もあろうかと思いますが、今現状で言いますと、実施希望については、48地区コミのほうに希望をとらせていただきましたが、まだ七つほど回答がないところもございますが、この平成30年度中に開始をしたいというところが18地区コミ、それから、平成31年度以降、もしくは検討をしているが、まだ実施は未定というところが12地区コミでございます。

それから、今のところ実施をする予定はない、地域での支え合いはできているといったところが7地区コミでございます。

現状としては今のよう状況です。

**○委員（新原春二）**先ほども言いましたように、これがうまく事業として展開をしていけば、本当にすばらしい支え合いの事業になっていくと思いますが、ぜひそこを御指導を願いたいわけですが、当初としては、今まで14地区コミでモデル事業としてやってきた、その中で、金をもらう、もらわんの話になってくると思うんですけども、そんなコミュニティについても、大きいコミュニティから小さいコミュニティまでいろいろあるわけで、隈之城なんかは世帯数も5,000からあった中で、それをこなすには各自自治会の協力ももらわないかんなどというところまで話もなっていて、それを誰がどう組み立てていくかというのに非常に苦労をされていると思うんですけども。

今までは各地区サロンなんかが開催されているあそこでもかなり解消をされていて、自治会の中でも自主的にごみ出しなんかはそれぞれ回ってみたいというこの話を聞いていますけども、そうした地域によってアンバランスがかなり生じてくるなというような感じがするんですよね。

特に大きい地域については、コミ協がそれぞれ全部主体であるということは大変ですし、自治会

の協力ももらわないかんという状況になってくるんですけども、そこら辺の、今までコーディネート事業をされていた中でこれに移行するためのいろんな問題点とか課題とかいうお話は来ていないんですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）**このコーディネート事業から、この生活支援体制整備に移行する際には、全ての14の地区コミと、どういふふうに移行をしていこうかということでの話し合いはしたところですが、この生活支援体制整備事業、この第7期の介護保険事業計画の中で、試行錯誤的な形で根づいていけばというふうを考えておりまして、今後実施する地区の中でも、大きな地区の課題、また、小さな地区の課題、いろいろ出てくると思いますので、それらを年に数回は全て実施しているところに集まっていたいて、それぞれの今の課題がどうである、これをどう解決したとかいうのは、意見交換を進めながら、この3年間で、よりよい形で根づいていこうように進めていければというふう考えているところです。

**○委員（新原春二）**ぜひ、それを市のほうである程度の網羅をされた中で、指導というふうになると思うんですけども、そこをさせていただきたいなと思います。

大変皆さん、それぞれ初めての事業ですから、試行錯誤をされているわけですが、このコミュニティで何もそろえることはないわけですよ。それぞれの地域の中で独自の方向をされて、例えば独自の単価の設定をされてもいいわけですので、そこら辺のかなり幅の広い事業になっていきますので、そこら辺は総括的な高齢介護のほうでぜひ面倒を見ていただきたいという要望をしておきます。

**○委員長（福田俊一郎）**要望でございます。

ほかに。

**○委員（杉藺道朗）**今の新原議員の質問にも関連しますけれども、先ほど課長も言われましたように、有償と無償の部分というのが当然出てくるんだろうなというふうに思います。

そうしたときに、有償の部分としたとき、今、これは例えばの話、買い物代行という形でも、その引き受ける人が車を使って、近場の店であればいいけど、ちょっと専門的なものとなると、遠くに出かけてる、極端な話をします。

例えば、市街に行かなければ、それが準備でき

ないような、場合によってはそういうお願い事もされる可能性もあるわけです。

そうしたときに、基準となる有償の単価と申しましょか、そこあたりというのは、それぞれの地区コミに丸投げみたいな形でお願いされるのか、基準的にはもっと何か、例えば庭の草取りぐらいでしょうけど、ちょっと枝を切ってくいやはんどかいと、極端に言えば、シルバー代行みたいな形でお願いされる可能性もないとも言えないわけです。

そうしたときの一つの基準の単価、そこあたりというのは全然考えていらっしやらないのか。

市がこれでやってくださいということを、また逆に言えない部分もあるかもしれません。非常にデリケートな部分なものですから、そこらあたりの考え方はどういうふうになっているのかお聞きしたいんです。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** まず、そのサービス、ボランティアの範囲としましては、時間的なものは、シルバー人材等とかぶらないように、1時間以内、30分以内程度のちょっとしたサービスでお願いしますということは、お願いしてございます。

あと、その単価については、こちらのほうから幾らというのは申し上げられないんですが、ただ、先進地の事例として、こういった料金設定がございませよというのは、研修の中で示してあります。

**○委員（杉藪道朗）** 言われましたとおりに、何らかの指標的なものがなければ、なかなか決めにくいという部分もありますので、今言われたように、やむを得ないといいましょか、こういう先進事例はしっかり示していただいて、実際やられる方が非常にその価格面等々で苦勞をされることのないように配慮方をお願いしたいということです。

**○委員（森満 晃）** 今のこの新規事業に関連しまして、コミュニティの大きい、小さいというところがありまして、私の地元になるんですけれども、そのモデル事業としてコミュニティカフェをさせてもらっておりまして、それで毎週木曜日、20名ぐらい、皆さん非常に高齢者の方々、認知予防という形で、いろんなゲームだったり、講話だったり、いろんなのを楽しみにしてこられたんですけれども。我々のところも高齢化が進み、今、6自治会があって、なかなか役員がいないう

ことで、今度の総会で自治会を二つにするんです。

多分今度の総会で決定するだろうと。そうした中で、この事業を今回、補助金の事業の中で行っていくと、そういう小さいコミュニティが、その事業の内容の見直しだったり、また、その補助金でやっていけるものなのか。そのあたりが、私は余り参加していないものですから、今後どうなっていくのかが見えてこないんですけれども、よかったですら教えてください。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** その地区のほうのサロンについては、こういうふうに移行すればいいんじゃないかということで、地域のほうと話もして、そこは御理解いただいていると思いますが。

この事業費自体の考え方について、いろんな先進地のほうでは、例えばサービス、ボランティア1回につき幾らという形で、上限例えば50万円とか、いろんなサービス回数に応じた補助制度を設けているところがございましたが、本市がこれを進めるに当たって、まだ大きな地区、小さな地区、いろんな地区ございますので、サービスが年間どの程度になるかというのが、まだ予想がつかみませんので、これを根づかしていくためには、それをコーディネートしていただく人件費をまず確保することが重要ではないかということで、それに必要な人件費部分という形での補助制度を考えたところでありませよですので、そういった意味では、していただけるという形を踏みながら、この金額については設定したと考えております。

**○委員（森満 晃）** わかりました。人件費によってまた回数が、今の状況がまた減ったりだとか、それによってコミュニティの方々の考え、あるいは今まで参加されていた方々の状況が変化がどうなるのかなと思って気になったものですから、また注意してみてください。

**○委員（瀬尾和敬）** 私は、この「まるごとささえ愛」という用語が充ててあるのが、とてもかわいらしくていいなと思いましょ。それも課長が苦心してネーミングされたんでしょうけれども。

今、実際、地区コミ単位ではなくて、自治会単位で、ここに載っていること、相当やっていらっしやる自治会もあるんです。

ということは、やっぱり地区コミに投げかけられて、その自治会で手を挙げて、実は自分たちはこういうのをやっていますよとかいう方法もち

ろんいいわけなんですか。

ぼちぼち自治会の総会の時期がやってきます。地域で実際そうやってお互いに支え合っている、そういう例はあるわけですね。今度はそういうところにも市として、当局として手を差し伸べようとする、そういう新しい事業ができましたよと紹介してもいいということでもいいわけですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** はい。現に実際自治会単位でやられているところもありますので、それが地区コミュニティの単位として、そういう連携をしながら取り組んでいくということであれば、この事業のほうを活用していただいいていいと思いますが、中にも、コミュニティとして、こういうサービスをわざわざ導入しなくても、今、近所同士でちゃんと助け合いはできているぞというような地区も中にはございますので、そこは、この事業は活用しないというふうに言われているところもございます。

今、多分、地区コミのなかで幾つか自治会があって、幾つかやっつけらっしゃるところがあれば、それも地区コミとして全体に広げる中で、そういうサービスを提供しながら、この事業を活用していただくことは十分可能といえますか、そういう活用をしていただきたいというふうに考えていますので、紹介していただいて構わないと思います。

**○委員（瀬尾和敬）** 私は、祁答院地域のことは見えていますけれども、高齢化して、一人住まいの人が多く中で、こういうのが実際行われてはいるんですが、ここに手を差し伸べてくれるんですよという、そういう、要はこれは宣伝することによって、市当局の気持ちが市民に伝わっていくような気がするんです。そこまでやっつけ思いをこのまま生かしてくれるのかという、そういう意味で私は、これはとてもすばらしいと思います。

いろいろとまた、地区コミでもそういうのが上がってくるでしょうし、これはある意味小さな活気が出てくるような気がするんです。とてもいい新規事業だと思います。

**○委員（井上勝博）** かつて介護保険制度が始まる前というのは、認定制度とかそういうのもなくて、保健師さんが行って、必要だなと思うときには、いろいろ介護のサービスをするとかというふうになっていたのが、どんどん大きくふえていく中で、介護保険サービスということで、お金を払うから、そのかわりサービスを選べるようになる

んですよという宣伝のもとで介護保険制度がスタートをして、そして、今、介護保険制度が非常に大きな規模になって、お金がどんどんかかるもんだから、サービスを利用できない方々も出てくるという中で、こういう形でまた何かもとに戻ったような感じもするわけですけども、対象となる人は、コミュニティが、例えば必要だと思った人は誰でも対象になる、例えば介護サービスを受けていようが、受けていまいが、コミュニティが判断すれば誰でも対象になるということなのか。

そして、サービスをされる方、これはコミュニティに対する補助金ですから、コミュニティが、例えばサービスをされた方に対して幾らか交通料を払いましょうとかという形で、そういう支給をしたりというふうに、そういうことになるのか、その辺はコミュニティが全部自分たちで決めると、対象も、やる人に対しての賃金みたいのはできないかと思うんですけども、手数料とかそういったものはコミュニティの裁量、全部そうなんだという理解でよろしいですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** はい。対象につきましては、認定を受けている、受けていないにかかわらず高齢者の方、それから、地域で課題を抱えている方は一緒ですので、例えば、もしできれば障害者の方、子育て世帯の方という形で、その地区コミ自体が要望に対して応えられるという部分については、対象者というのは特に限っておりません。

基本的には、高齢者を目標としていますが、そういうふうに対象者は限っておりません。

また、そういう料金設定等に関しましても、その地域の中で、これだったらサービスを利用してくれるんじゃないとか、受ける側とする側とのある程度調整的なものもあると思いますので、料金設定についても、その地区の中で話し合っただいて、単価も決めていただくという、住民主体型になります。

**○委員（井上勝博）** モデル的にはやられていらっしゃると思うんですけども、ただ、一定お金が動くということになると、事務的なところというのは、コミュニティの専事さんとか、そういった方々がやるんですか。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** そういった事務的なところも含めまして、このコーディネーターという形でのおおむね1年間の賃金とい

う形を補助対象としているところです。

○委員（持原秀行）確認ですが、今、14の地区でモデル事業をやっていますよね。その中で、今回、7地区が現在取り組みをしているので、もうしないというのが先ほど説明がございました。

今度、新たに18地区が平成30年度に実施するというこの中で、そのこの地区コミの中に生活支援のコーディネーターを配置するということが、この事業の運営をする経費とか、支援サービスの諸経費とか、これが前提になるんですか。コーディネーターを配置するということが前提となったことになるんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）この補助経費の①番のコーディネートに要する経費は、コーディネーターを設置する経費ではなくて、そのコーディネートに要する経費ですので、その地区によってコーディネーター役としてお一人の方を雇用されても構いませんし、複数の方が共同の役割を持つ中で運営をしていくということであれば、その方の人件費に充てることも可能になりますので、これは地域によってこの形態というのは変わってくるというふうに考えています。

○委員（持原秀行）であれば、例えば、今現在モデル実施をしていました。この方たちの、それを継続されるということになれば、人件費、当然この経費が違ってきます。このところをもうちょっと詳しく。

今までモデルでやってきたところから、今度こう変わりますよと、今現在コーディネーターとして仕事をしている方がおられるわけですから、そのこのところの変化のあり方とか、教えてください。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）モデルでやられていた地区につきましては、今でも一人の方を雇われたり、複数体制でやられたりしているところがございますので、今の形態をおおむね継承されるというふうには聞いております。

ただ、14地区の中では、もともとが大体基本的には120万円という委託料の中でやってもらっていましたが、中には、そんなにかからないということで、半分ぐらいでやられている地区もございましたので、今、モデル事業をやっているところについては、おおむね今の形態を引き継がれるのではないかとこのふうには考えているところです。

○委員（持原秀行）いや、だから、今の形態を

地区コミですのかという中で、私が聞きたいのは、補助の限度額の、それが今まで120万円やったのが、これだけに95万4,000円下がるのですかという、そういうことです。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）これにつきましては、モデル事業を実施していただいた方などに、実際担当をしていただいた方々にお集まりしていただいて検証をする中で、こういった形の日数、金額があればできるんじゃないかという中で金額を設定しましたが、現在、14地区の中での人件費支出の部分については、おおむねこの金額で賄えるというような形の判断をしているところです。

○市民福祉部長（上大迫 修）今遠矢課長が言いましたとおり、これまで地域で雇用されて、勤務をされながら仕事をされていた方にお支払いした額と今回私どもが準備させていただいた額はほぼ同じで、変更になっても雇用の継続ができるというような感覚的な判断を地域の方々にはしていただいて、その当事者の方も加わっておられると思うんですけども、そういったことで合意を得ているというような状況でございました。特に、雇用が継続できないでありますとか、単価の切り下げがあるとかいった形のところで問題といった形の部分は出ていないところでございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか、持原委員。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。委員外議員からありませんか。

○議員（成川幸太郎）今のコーディネートの件ですが、この中に報酬、雇用保険料等と書いてあるんですが、例えば今の95万4,000円になったときに、雇用保険対象者で雇用する先はどこになるのか、地区コミで、今までは市の派遣で、市からお金が出て、委託だったわけです。市から本人に直接おりたんじゃない、やはりコミ協において出たわけです。雇用保険料と書いてあるんで、そこら辺をどんなふうにつまみ方されているのかと思って。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）これまでのモデル事業期間におきましても、地区のほうに委託料を支払う中で、雇用については各地区のほうで雇用していただいておりますので、これま

でと同様の形になります。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）先ほどと同じですけども、特に介護保険料の問題です。引き上げはしなかったものの高いということには変わらないわけで、一般会計からの繰り出しということはすべきであったということで反対いたします。

○委員長（福田俊一郎）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論は終了したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（福田俊一郎）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、所管事務について説明させていただきます。

市民福祉委員会資料の16ページをお開きください。

要介護認定制度に係る変更についてです。

まず、(1)の有効期間の延長については、現在、更新申請の場合は、最長24カ月までになっておりますが、これが最大36カ月までに延長になるものです。

次に(2)になります。認定調査会の簡素化についてですが、厚生労働省老健局から事務連絡により、更新申請の場合、認定調査及び主治医意見

書に基づくコンピュータ判定における要介護度が、現在の要介護度と一致し、前回の認定有効期間が12カ月以上であること等の要件に合致する場合は、認定調査会を簡素化して実施できることが可能となるという通知がございましたが、まだ、具体的な運用方法等が正式に示されていないため、実際の開始時期及び運用方法については、今後、県内の取り扱い等、情報収集に努めながら検討してまいりたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま説明がございましたが、これを含めて所管事務の全般について御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

#### △保護課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は保護課の審査に入ります。

---

#### △議案第57号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）それでは、議案第57号予算に関する説明書の26ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして93万5,000円の増額補正は、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の公布に伴い、これに準じて職員の給与改定経費等を増額するものであります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がございましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、審査を一時中止しておりました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修） 当初予算概要を手元に準備いただきまして、66ページをお開きいただきたいと思っております。

上段の生活困窮者自立支援事業につきましては、平成29年度同様、自立相談支援、住居確保給付などごらんの5事業により総合的な支援を実施いたします。

なお、平成30年度からにつきましては、学習支援事業を社会福祉協議会に委託することとしていることから、市が実施しなければならない住宅確保給付以外の4事業全てが社会福祉協議会の委託となるものであります。

また、中段の生活保護事業につきましては、引き続き適正な措置、対応に努めることとし、平成29年度とほぼ同額での予算措置をしたところでございます。

以上が、保護課の主な事業であります。この後、課長から予算議案についての説明をさせていただきます。

○委員長（福田俊一郎） 引き続き当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊） 議案第39号、保護課の平成30年度当初予算の内容について説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。予算調書の151ページをお開きください。予算書は63ページになります。

事項、市民相談事務費は、市民相談を初め消費生活相談などに係る経費で、事業費は384万6,000円であります。

経費の主な内容は、消費生活相談員一人分の雇用に要する経費、無料法律相談業務委託等に要する経費であります。

次に、事項、行旅病人等取扱い事務費は、予算書は73ページになります。県委託業務である行

旅病人等の取り扱いに係る経費で、事業費は101万8,000円であります。

経費の主な内容は、身元がわからず、引き取り手がない行旅死亡人の葬儀等に係る経費であります。

次に、152ページをお開きください。予算書は同じく73ページになります。

事項、生活困窮者自立支援事業費は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、学習支援事業及び家計相談支援事業などに係る経費で、事業費は2,856万8,000円であります。

経費の主な内容は、生活困窮に係る相談に際し、相談、助言などを行う相談支援員3人分の嘱託員の雇用に要する経費のほか、自立相談支援事業のうち、訪問相談支援、プラン策定などの業務委託、就労準備支援業務、学習支援業務、家計相談支援業務委託に要する経費及び住居を失ったまたはそのおそれのある者に対し、安定した住居の確保と就労自立を図る住居確保給付金であります。

次に、事項、生活保護管理運営費は、予算書は81ページになります。生活保護法の施行事務に係る経費で、事業費は1億5,451万7,000円であります。

経費の主なものは、被保護者の医療に係る要否意見書の審査を行う福祉事務所嘱託医2人分の報酬及び平成30年度より現業事務、いわゆるケースワーク業務を行う生活保護高齢者世帯等支援員2人の雇用に要する報酬、職員18人分の人件費、社会保険診療報酬支払基金への医療審査支払い手数料、生活保護システム保守委託料や職員の社会福祉主事資格取得のための1人分の認定講習会負担金などであります。

153ページをお開きください。予算書は同じく81ページになります。

事項、生活保護適正実施推進事業費は、生活保護業務の適正実施に要する経費で、事業費は1,472万円です。

経費の主なものは、生活保護面接相談員2人、診療報酬明細書点検事務嘱託員1人、年金調査員1人、医療扶助に関する分析、重複受診調査などを行う医療扶助相談・指導員1人、犯罪履歴のある者などに同席対応などを行う適正保護推進員1人、計6人の嘱託員の雇用に要する経費などあります。

次に、被保護者就労支援事業費は、予算書は同じく81ページになります。被保護者の就労支援指導援助等に係る経費で、事業費は203万9,000円であります。

経費の主なものは、稼働年齢層にある被保護者の就労支援を図るための就労支援員1人分の嘱託員の雇用に要する経費であります。

次に、154ページをお開きください。予算書は同じく81ページになります。

事項、生活保護費は生活保護扶助に係る経費で、事業費は16億7,715万3,000円あります。

経費の主なものは、生活扶助を初めとする八つの扶助に要する経費であります。割合としまして、医療扶助に約62%、生活扶助に約28%を計上し、この二つの扶助で全体の約90%となります。

続きまして、歳入について主なものを説明申し上げます。予算調書の35ページをお開きください。予算書は36ページになります。

国庫負担金民生費負担金、予算額12億7,090万5,000円は生活保護費負担金として、被保護者就労支援事業、生活保護扶助費及び生活困窮者自立支援事業に要する経費で、国から4分の3の負担分を受け入れるものであります。

次に、国庫補助金民生費補助金、予算書は37ページになります。予算額1,612万8,000円は生活保護適正実施推進事業及び生活困窮者自立支援事業に要する経費で、国から補助金を受け入れるものであります。

以上で説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

**○委員（杉菌道朗）** 概要のところは29年度の保護世帯の指標を示してございますが、近年の状況としてどうなんでしょうか。

**○保護課長（松尾和俊）** 現在、保護世帯は約800世帯、1,000人というところでございます。これは前年度と比べましても、ほぼ横ばいという状態でございます。

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○保護課長（松尾和俊）** 今回、説明資料は準備してございません。

**○委員長（福田俊一郎）** それでは、所管事務全般についての質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 生活保護基準を引き下げることということで、ことしの10月から2020年の10月まで連続で減額するという計画になっているということなんですけど、ここはどういうふうになっているんですか。薩摩川内市の場合の、3級地の場合はどういふふうに影響が出てくるんですか。

**○保護課長（松尾和俊）** 現在、生活保護の引き下げのほうは、新聞報道などで言われております。これは、平成30年の10月からの改定ということで、今言われているのは、児童養育加算、それと母子加算、それがちょっと減額になるというようなことでございます。

平成30年4月からの生活扶助等に関しては、まだ平成29年度と同じ数値を持っていくと、10月から変更になるということでございますけど、国からまだ数字としては示されていないところでございます。

**○委員（井上勝博）** わかりました。議論もしようがないんですけど、ただ、やはり生活保護を受けたいけれども、親戚に知られるのは困るからということで受けない方とか、やはり周りの目を気にされるとか、また公然と一般の人から生活保護を受けている方に対する非難というか、そういう一般的に非難されるということがあって、やはり捕捉率が問題になっているわけです。

つまり、本来なら生活保護を受けてもいい収入しかないのに、受けないという方が全国ですけれども9割、100人おたとすると90人の人が生活保護を受けても構わない収入しかないのに受けていないという現状があると。

これについては、民主党政権の時代にはこの捕捉率というのをつかんでいたらいいんですけども、安倍さんになってからつかまなくなったということで、国会での議論がされているわけですが、捕捉率って確かそういう言葉だったと思うんです

けども、そこはひらがなでしか覚えていないもの  
ですから、補う、そくはひらがなですけど、いわ  
ば受けるべきというか、収入がないから受ける資  
格は十分あるのに受けていないという方が、  
100人いたら90人いらっしゃるのが全国の現  
状らしいです。

そういったのは捕捉率ということで、データを  
とったことがあるのかどうかというのは、首をひ  
ねっていらっしゃるところを見るとないというこ  
とでしょう。どうなんでしょうか。

○保護課長（松尾和俊）捕捉率については、  
データをとったことはございません。

○委員（井上勝博）あと、やはりこの生活保護  
というのは、憲法25条に基づいた国民の権利と  
して保障されているものなんです。だから、諸外  
国では名前も生活保護ではなくて生活保障とい  
うことで、結構気軽に国からの支援金をもらって生  
活されている方も多いと。

ところが、日本の場合は、どうしても生活保護  
という形でなっているものですから、保護されて  
いる、国が税金を出しているという感覚で捉えら  
れていて、「生活保護を受けとくせ、パチンコし  
とが」とか、そういうなんかすごい罵倒する方  
が結構いらっしゃるんです。

だから、これはやはり生活保護を受けている方  
に対する差別、偏見なわけで、もうちょっと宣伝  
ができないものかなと。正しい知識というか、例  
えば生活保護を受けている方は、収入が満たな  
ければ、例えば年金収入が5万円あったら、1万  
ちょっととか、そういうふう基準があって、その  
基準に満たない場合に、その差額を生活扶助と  
して払うとか、そういうふうになっているわけ  
ですけども、どうも丸々税金を生活に充ててい  
うふうにも誤解されている方もいらっしゃる  
と。

だから、そういった生活保護に対する正しい認  
識、生活保護を受けている方々の人権を守る  
というか、そういう点での宣伝ということは、新  
たな事務をふやしたら困ると、今でも大変なの  
にというのがあるかもしれませんが、ただ生活保  
護課としてそういうのはやる必要はないとい  
うことなんでしょうか。

私はもっとせんと、逆に、生活保護の仕事  
をされている方に対する攻撃にまたなるわけ  
です。「くれぐりいらんしに、くれちょいが」  
みたいなそんなものもあると思うんです。そ  
こら辺どういうふう

に考えていらっしゃるかなと思っているんです  
が、どうでしょうか。

○保護課長（松尾和俊）広く一般市民  
に対して、生活保護制度を周知させるという  
ことについて、市がするとなるとやはり  
広報等を使うという形にはなるかと思  
いますけど、今のところはそこま  
でちょっと考えていないところです。

ただし、これまでも身近な相談役  
であります民生委員さん、地区民  
児協などに出向いて生活保護  
制度のあり方、内容、そういうの  
については御説明を申し上げて  
いるところではございます。

○委員（井上勝博）これは、仕事  
をきちっとスムーズにするため  
にも、余計な負担がかからない  
ためにも、恐らくそういう電話  
がかかってくるか、そういう罵  
倒を浴びられたりとかという  
のは、実際職員の方にもある  
んじゃないかと思うんです。

だから、そういう点でも、生活保  
護の憲法に基づいた権利なんだ  
ということをきちんと宣伝する  
ということについては、御検討  
いただきたいなというふう  
に思うんですが、その辺どう  
でしょうか。

○市民福祉部長（上大迫 修）議員  
言われる生活保護の制度につ  
いては、社会的にも、憲法25  
条の話はされましたけど、  
認知された制度であって、私  
どものほうはその相談を受け  
て、申請を受けて、いろんな  
事務を手伝わさせていただ  
くことですので、その当然の  
権利としての保障制度みた  
いな話で、市のほうとして  
その制度のほうを周知する  
という考え方は持っており  
ません。

基本的には、市のほうで適正な  
事務が行えるようにやって  
いるわけですので、復唱する  
と、制度的に社会的にその  
制度が認知されていなければ  
当然の話としてそういうこと  
があるでしょうけども、制  
度的にはそういうことは、  
既に認知はされているとい  
うふうを考えております  
ので、改めてこの部分につ  
いて広報紙を使って当然の  
権利として使える制度です  
というような告知の方法を  
考えてはいないところで  
ございます。

○委員（井上勝博）私は宣伝  
する必要があると思う  
んです。受けたいけれども、  
そういう誤解があって、  
偏見があって受けられ  
なくて我慢されている  
方がたくさんいらっしゃる  
と。

だから、そういう人  
たちを権利として生活  
の水準、少なくとも生活  
保護の水準までの暮らし  
がで

きるようにしていくというのは、行政としてはやはり考えていかなくちゃいけない問題だと思います。これは意見として申し上げます。

○委員（森満 晃）生活が保障されているという中で、逆に仕事ができるのに、できるはずなのに全く仕事をしようとしません。そうした中で、ある事業者の方が、もうどうしても今月あれだから、この品物を貸してくれと、貸してそれから何カ月も支払いに来ない、そして請求に行けば金がないと。でもそのときに犬の餌は買ってきているわけです。

だからこんな場合どうしていいのか、やはり全てがそういう方だけじゃないと思うんです。でもそういう方々にも保護をもらっていらっしゃれば強くも言えないし、でもそういう方々に限って朝からビールを飲んどったり、すぐパチンコに行ったりとか。だから、全てがそういう保障される中でも、必ずしもそういう方だけじゃないと思うんです。

だから、そういう方々に接する仕方も、我々もちょっと考えて、そういう方々に指導していかないとと思うんですけども、いかがですか。

○保護課長（松尾和俊）一部の方だとは思っております。そういう声は我々のほうにも聞こえてくる場合があります。その方々に対しては、ケースワーカー及び適正保護推進委員と一緒に訪問をしまして、その事例なんかにつきましては、指導をしていくということの繰り返しであるというのが事実でございます。

○委員（瀬尾和敬）間もなく年度がわりになって、自治会とか地区コミとかの総会とか行われるんですが、この生活保護受給世帯からは地区コミの負担金とか、自治会の負担金とかしないように我々はこれまでずっとやってきたんです。

なんでかという、その人たちは受給者だからかわいそうという思いもあったんですが、ところがひとり暮らしのおばちゃんが、もうそれは幾ら年金がもらえるかわからないんですけども、年に何回かに分けて、いついつが年金ですから今月はこれだけですよというような感じで支払ってくださる人たちを思うと、生活保護の方々たちからもらっていいものかなと考えているんですが、こういうのはおたくたちのほうには関係ないのかもしれない。自分たちの取り決めだろうと言われるかもしれないけど、意外とそういうのもあるんで

す。生活保護の受給者のところには、恩恵を与えているところもあるんです。

こういうのは当局としては、別にあずかり知らんということでもよろしいんですか。自分たちの判断でやればいいということ。

○保護課長（松尾和俊）現在出している八つの扶助の中には、おっしゃるとおりにその費用というのは、生活扶助の中で地域との交際関係の部分は含まれているというふうに考えております。

〔「じゃあ徴収してよかですか」と呼ぶ者あり〕

○保護課長（松尾和俊）ただ、私が今ちょっと懸念したのは、その方がなぜ保護者というのかわかっているのかということとちょっと懸念するところございまして、どなたからその方は保護者にといいところは、ちょっと心配される所かなという気はします。

○委員（瀬尾和敬）長年、その人はそういう立場の人で、世間とは全然つき合いも全くない状態の人であるので、おのずとわかるわけです。おたくたちの知らない世界で結構そういうのはあるんです。我々もそれをそんたくじゃないですけど、もうこの人には手を触れてはいけない世界があるんだというような感じで、腫れ物にさわりたいなところしてる部分もあります。実際、だつてつき合いがないわけですから。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

ここで休憩いたします。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時57分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△子育て支援課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第34号 薩摩川内市へき地保育所  
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第34号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、お手元の議案つづりその2、34の1ページをお開きください。

議案第34号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が御説明いたしましたとおりでございます。

改正内容につきましては、議会資料で御説明いたしますので、市民福祉部議会資料の13ページをお開きください。

主旨といたしまして、子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則において、施行されている幼児教育の段階的無償化に係る特定教育・保育施設等を利用する多子世帯の保育料に関しまして、本市独自の施策でございます年収約360万円以上の世帯相当の世帯につきましても、第何子かを決定する際の算定対象となる子どもの年齢制限等を撤廃いたしまして、第2子の保育料を半額、第3子以降を無料とするため、子ども・子育て支援法に基づく特例保育を行う市立のへき地保育所の保育料に関しまして、必要な条文の改正を行うものでございます。

概要につきましては、1点目、多子世帯のうち4階層、これは保護者の市町村民税所得割額が5万7,700円以上の世帯から9階層である場合に、第何子かを決定する際の算定対象となる子どもの年齢制限等を撤廃いたしまして、第2子を半額、第3子以降を無料とするものでございます。中ほどの表、第4階層、点線より下以降の世帯が対象となります。

二つ目です。現行は、市町村民税所得割課税額5万7,700円以上の階層におきまして、18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯における3人目以降の児童に係る保育料軽減を、本市独自の制度として行っておりますが、3人目は全て無料となりますのでこの項を全廃いたします。

三つ目が、用語の定義を変更いたします。

四つ目、保育料に関する規定は、平成30年

4月分から適用したいと考えております。

3番目のその他です。へき地保育所を除く保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所に係る保育料につきましては、規則のほうで定めておりますので、同様に改正したいと考えております。

以上で、議案第34号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりますが、ここで、今回の議案に関連いたしますので、子育て世帯の経済的負担の軽減策につきまして御説明いたしますので、市民福祉委員会資料の19ページをお開きください。

今回、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることによりまして、出生数の増加や若年層の本市転入につなげていきたいと考えまして、次の2点について御提案いたしました。

1点目です。私立幼稚園・認定こども園の1号教育認定部分保育料と市立幼稚園保育料を統一するものでございます。

1号教育認定という同じカテゴリーにありながら、最大3倍ございます公私1号認定の保育料格差を、現在の市立幼稚園保育料、最高額月額6,600円に統一するものでございます。

現行は、表中ほど、私立幼稚園・認定子ども園保育料は、右側、第6階層まで分かれておりまして、最高1万9,800円の保育料でございます。これを改正後の下の表、第3階層までの最高6,600円と統一するものでございます。

次のページをごらんください。今回の市立幼稚園保育料統一による影響額でございます。私立幼稚園1号と認定こども園1号認定が該当となりまして、予定対象者数は595人ということで、約600人と見込んでおります。

子ども・子育て新制度が平成27年度から始まりました。この新制度で、未就学児が1号認定子どもから3号認定子どもまで区分されることになりました。その米印記載のとおり、1号認定子どもとは3歳から5歳の教育認定子ども、幼稚園の方でございます。2号認定子どもは3歳から5歳の保育認定の子ども、3号認定子どもは0歳から2歳の保育認定子どもということになります。

本市には、二つの私立の幼稚園と六つの認定こども園がございまして、定員の状況は表のとおりでございます。

今回の市立幼稚園保育料最高額6,600円に統

一することによりまして、幼稚園1号認定の210人、認定こども園1号の合計685人、合わせて895人のうち、約600人が今回の対象で、約4,500万円の負担軽減を見込んでいます。

次の21ページをお開きください。二つ目の保育料算定に係る所得制限・年齢制限の撤廃によりまして、第2子半額・第3子以降無料の完全実施でございます。これにつきましては、国の幼児教育無償化の一部先行実施を行うものでございます。

まず、多子世帯の保育料軽減の推移について御説明いたします。

一つ目、基本としまして、国の基準といたしまして第1子満額、第2子半額、第3子無料という制度があるのですが、1号認定、幼稚園の部分では、小学校3年生以下の子どもの数で算定しております。2号認定、3号認定、保育園の部分におきましては、小学校就学前以下の子どもで算定しています。これにより大きなお子様がおられても、その方は算定児にならないということになっております。

二点目です。多子世帯の子どもが大きくなりますと、算定児を外れるために、多子世帯の保育料負担が大きくなります。これを解消するために、国の制度改正ということで、平成28年度から、年収360万円相当以下の世帯に対しまして年齢制限を撤廃いたしまして、第2子半額、第3子無料というのを実施しております。

3点目、本市といたしましても本市独自の施策として、県の多子世帯軽減制度というもので3人目以降の減額を行っておりますが、この適用を受けない多子世帯の保育料軽減を平成28年度から実施しております。これを今回拡大いたしまして、来年度、平成30年度から全ての世帯につきまして所得制限、年齢制限を撤廃いたしまして、第2子半額、第3子以降無料を実施するものでございます。

対象予定者数でございますが、平成29年度児童状況で試算をしております。市立の幼稚園で66人ほど、1号認定子どもで130人ほど、2号・3号認定子どもで664人、それから、へき地保育所で4人の合計860人を予定しております。1億7,000万円程度の負担軽減を見込んでおります。

以上で、議案第34号に関する子育て世帯の経

済的負担の軽減策の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第56号 薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第56号薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）お手元の議案つづりその3、56の1ページをお開きください。

議案第56号薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議において市民福祉部長が説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。改正の内容について御説明いたします。

国におきまして、平成26年から地方分権改革に関する提案募集が行われております。

平成28年12月に閣議決定されました平成28年の地方からの提案等に関する対応方針の中に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

を設置した場合の公示につきまして、その事務を都道府県から指定都市に移譲することが含まれておりまして、これを受けて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法が平成29年4月に施行されたところでございます。

この法律によりまして、関係する10の法律が改正されております。そのうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の第3条第9項に規定がありました幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示に関する事務権限の条項が、第3条第9項から第11項に改正されました。

それに伴いまして、本条例の基準となっております内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましても、条項ずれを是正するための改正が本年1月31日に公布されました。

国や県からの改正に関する通知を受けまして、今回本条例の条項ずれを是正するための改正につきまして御提案をするものでございます。

以上で、議案第56号薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第57号 平成29年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次は、審査を一時中止してございました議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算、子育て支援課分について御説明を申し上げます。

第7回補正の予算に関する説明書25ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は65万1,000円の増額補正で、人事院勧告に伴う給与費の補正でございます。

以上で、議案第57号一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、議案第57号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第39号 平成30年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してございました議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）当初予算概要の

67ページをお開きいただきたいと思います。

主に動きのあったものでございますが、上段の特別保育対策促進補助金交付事業につきましては継続事業ですが、障害児保育事業を実施する保育所等がふえたことなどによりまして、平成29年度対比で1,500万円近く増額となっております。

次に右側でございます。右側の下段の幼稚園就園奨励事業につきましては、市内の全ての施設が市が必要な運営費を支出する形での形態に移行したことに伴いまして、就園奨励費の補助金としての支出のほうが大幅に減じたところでございます。対前年比で約1,600万円ほど小さくなっております。

めくっていただきまして70ページをお願いいたします。上段の児童館費でございます。平成29年度までに放課後児童クラブの設置数がふえたことにより運営費が、また、施設整備数がふえたことによりその整備費がふえ、相対の予算も増額となっているところでございます。

中段でございます。中段の保育所運営費については、先ほど説明させていただきましたが、多子世帯の保育料軽減等の動きがありまして、平成29年度比におきますと2億円近くの増額となっております。

また、その下段、へき地保育所運営費につきましては、入所児童に対応した里保育所の受け入れ態勢強化等を図ったことにより前年度増となったところでございます。

めくっていただきまして71ページ、最後になりますが、下段の子ども医療費助成事業について、予算額に大きな動きはありませんが、本年10月から県の施策に連動しまして市県民税非課税世帯の未就学児については、窓口での自己負担のない現物支給に制度が移行することとなっているところでございます。

以上が、子育て支援課に係る施策、主要概要でございます。この後、課長から予算議案について説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）引き続き当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、平成30年度薩摩川内市一般会計予算中、子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

予算書ページは79、80、83ページになり

ますが、予算調書で説明させていただきます。予算調書の155ページをお開きください。

事項、児童福祉管理運営費は、児童福祉法の施行と子ども・子育て支援法第59条に定められた子ども・子育て家庭等を対象とする事業に係る経費3億6,074万5,000円で、主なものは右側に記載のとおり、育児支援・相談等の行政事務、それと、ファミリーサポートセンター業務に係る嘱託員4人と、子ども・子育て支援会議委員14人の報酬、一般職13人の人件費、地域子育て支援センター事業委託等のほか、さまざまな保育ニーズに対応するための障害児保育、保育所地域活動事業、延長保育、一時預かり保育事業ほか4件の補助金でございます。

事項、女性・家庭児童相談費は、児童への虐待や女性へのDV等家庭内の相談業務等に係る経費981万7,000円でございます。主なものは、女性・家庭生活支援相談員4人の報酬、相談システムの保守管理委託料、県・市家庭相談員連絡協議会等負担金、要保護女子の女性相談センター等への移送費でございます。

あけていただきまして156ページ、事項、幼稚園就園奨励事業費は、施設型給付に移行していない私立幼稚園に対します就園する園児の保護者負担軽減に係る経費123万4,000円でございます。保護者負担の格差解消を図るため、世帯の所得状況に応じまして補助するものと、多子世帯の経済的負担軽減のため補助するものを交付するものでございます。

事項、利用者支援事業費は、子育て家庭等に対しまして必要な情報提供や相談援助を行い、利用ができるよう関係機関との連絡調整に係る経費431万2,000円で、主なものは、利用者支援事業業務嘱託員2名の報酬で、サービス拡充を図るため、30年度から利用者支援業務嘱託員を1名増員しておるところでございます。

あけていただきまして157ページ、事項、保育対策総合支援事業費は、保育士の確保に必要な措置を講じるため、各保育所の保育士補助員に係る経費1,080万円で、経費は保育体制強化事業補助金で、保育士の事務補助を行う臨時職員等を雇用する経費10カ所分を計上しております。

児童手当福祉費は、中学校修了まで支給される児童手当給付に係る経費17億2,917万5,000円、全額扶助費で児童手当の総額でござ

います。

あけていただきまして158ページ、事項、児童館費は、放課後児童クラブの管理運営等に係る経費2億6,241万7,000円で、経費の主なものといたしましては、放課後児童クラブ運営補助金につきましては、31の児童クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業費補助金と、障害児を受け入れる10箇所の児童クラブに対します障害児受入推進事業補助金、これにつきましては、国・県の補助事業でございます。

また、本市独自の補助金といたしまして、20人以下の経営基盤の弱い放課後児童クラブ3カ所に対しまして、1児童クラブあたり80万円の運営補助金を計上しております。

次の放課後児童クラブ施設整備補助金は、東郷地域小中一貫校の学校内に移転予定であります東郷第1児童クラブと第2児童クラブ、それから、川内北中校区の第2みくにキッズ児童クラブの新設分を計上しております。東郷児童クラブ第1・第2は市の単独事業、第2みくにキッズ児童クラブは国・県補助事業でございます。

また、市の単独事業の既存児童クラブの改修事業費を計上しております。

一つ飛んで、放課後児童クラブ送迎支援事業補助金は、8カ所分を計上。

次の放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金は、平日に18時30分を超えて開所しており、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置した場合で、平成25年度賃金と比較して改善された額を、あくまでも差額分を補助するものでございます。

次の事項、保育所運営費は、子ども・子育て支援制度の教育・保育施設事業の運営に係る経費及びへき地保育所の運営に係る経費でございまして40億2,673万3,000円でございます。経費の主なものは、へき地保育所関係で下甌の保育業務嘱託員報酬、里保育園の管理代行委託等、認可保育園、認定子ども園、小規模保育事業所等の運営費の扶助費でございます。

なお、今回御提案申し上げております子育て世帯の経済的負担軽減策、幼稚園保育料の統一と多子世帯保育料の軽減、第2子半額・第3子以降無料に関しまして、各私立幼稚園、認定子ども園、小規模保育事業所等の運営費の増額分8,830万円を計上しております。

あけていただきまして159ページ、事項、母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等に対する援助に係る経費7,752万3,000円で、経費の主なものは、ひとり親家庭等医療費助成に係る医療費集計機関等審査手数料、母子寡婦福祉会運営補助金、そして、母子寡婦家庭自立支援給付金は、就業に必要な能力開発や資格取得を支援するもので、自立のための教育訓練等を受けた母親等に支給するものでございます。

また、ひとり親家庭等医療費助成は、母子・父子世帯及び父母のいない子どもを養育している家庭の医療費を助成するものでございます。

事項、児童扶養手当福祉費は、児童扶養手当法の支給要件に該当する世帯に対する手当に係る経費5億5,500万円でございます。全額扶助費の手当総額でございます。

なお、全部支給の場合、手当の基本額は4万2,290円で、対象児童が二人の場合、一人につき9,990円加算されまして、3人以上は一人につき5,990円加算ということに現在ではなっております。

あけていただきまして160ページ、事項、母子生活支援施設措置費は、生活支援施設入所者に係る経費、母子寮経費です、1,150万円で、全額扶助費でございます。

事項、子ども医療費助成費は、こども医療費助成事業に係る経費4億326万1,000円です。医療費集計機関等審査手数料と医療費助成の扶助費、県の補助対象事業分と18歳まで、高校生まで無料とする市単分、それぞれ記載金額のとおりでございます。

ここで、今年10月から始まる県の新たな子どもの医療費助成制度について、御説明いたします。

現在、県が各市町村に助成を行っております重度身体障害者医療費助成とひとり親家庭等医療費助成、それに乳幼児医療費助成対象者のうちに、住民税が非課税の世帯の、なおかつ未就学児につきまして、医療機関等における負担分を、自己負担をなくす制度、これを10月から実施いたします。

なお、住民税非課税世帯以外の未就学児の医療費助成につきましては、これまでの制度をそのまま維持する予定でございます。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入の主なものについて御説明申し

上げます。

予算書は33ページから43ページになりますが、予算調書で説明いたしますので、予算調書の36ページをお開きください。

負担金民生費負担金2億8,797万5,000円は、児童福祉費負担金で保育所保護者負担金、保育料が主なものでございます。今回御提案申し上げております子育て世帯の経済的負担軽減のうちの保育園の保護者負担金、これの1億2,750万5,000円を減額しておるところでございます。

一つ飛びまして、国庫負担金民生費負担金31億3,354万3,000円は、児童福祉費負担金で、児童扶養手当、保育所運営費、児童手当等に充てるものでございます。

次の、国庫補助金民生費補助金1億6,286万4,000円は、社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金で、児童クラブ、地域子育て支援センター事業などの13の地域子ども・子育て支援事業に充てる子ども・子育て支援交付金が主なものでございます。

あけていただきまして37ページ、上から2番目、県負担金民生費負担金11億3,036万9,000円は児童福祉費負担金で、保育所運営費、児童手当等に充てるもの。

次の、県補助金民生費補助金2億2,126万3,000円は、児童福祉費補助金で、1号認定に係る施設型給付費に係る補助金、子どものための教育・保育給付費地方単独補助金とひとり親家庭医療費助成事業、児童クラブ運営等に充てる子ども・子育て支援交付金が主なものでございます。

次の、県補助金衛生費補助金4,854万4,000円は、保健衛生費補助金の乳幼児医療費補助金でございます。

以上で、平成30年度薩摩川内市一般会計予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**子ども医療費については、就学前は窓口負担ということで、それに伴ってじゃないですけども、国のほうも今まで国保に対する調整交付金か何かペナルティーでやっていたのを、未就学児に限ってはペナルティーをしないということで、本市にそのお金がどのぐらい、ペナ

ルティーがなくなった分財源ができると思うんですけども、どのぐらいあって、そして、それはどういうふうを活用しようとしているのかというのを一つ伺いたいのと、それから、児童クラブについて、やはり待機者が多いということも聞いたんです。特に、平佐西とか入り切らんかったもんだから樋脇に来たとか、そんな話聞いてるんですが、待機児童と呼ぶのでしょうか、そういう実態はどうなっているのか、解消するためにどうすればいいと考えていらっしゃるのか、この2点、教えてもらえますか。

**○子育て支援課長（知識伸一）**1点目の、子ども医療費が国のほうのペナルティーがなくなったということで、国保の負担がどう変わるかという御質問でございますが、国保につきましては、我々は範疇の外なものですから、ただ、国のそのペナルティーといいますのは、窓口でお金がいらない場合にペナルティーがかかります。鹿児島県の場合は、平成29年度まで必ず病院でお金を払って、後でお金を返す方式でございます。ですから、今のところペナルティーは発生していないと思います。

2点目、児童クラブの待機でございます。これも5月の1日で調査をしたので、十数名昨年度で出ておるんですが、それに合わせまして平成29年度は28の児童クラブでございました。平成30年度は31までふえる予定でございます。

具体的には、今、隈之城の児童クラブさんが第2というのを横のほうにつくっていただいております。あと、先ほど言いましたみくに幼稚園さんが第2をつくと、それからまた新しい所が1カ所ということで見込んでおまして、待機児童、確かに出てるんですけど、それをなくすような形で、毎年ふえるような形をお願いをしているところでございます。

**○委員（井上勝博）**そもそも今までペナルティーがなかったわけだから、わかりました。

それで、未就学児の場合、今回窓口でのこの負担がなくなるということで、この仕組みを使って、例えば市として独自に年齢制限をもっと上にするとか、そういうことは可能になってくるんですか。その辺はやはり県は窓口で負担しなくてもいいというふうにしたんですが、その仕組みを使って市が独自に年齢を上げる、そういうことはできるんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 今回の子ども医療費の窓口の現物給付は、あくまでも未就学児のうち、市民税がかかっているしやらない世帯だけでございます。課税世帯は従来どおり1回払って、後ほど償還するという形になるんですけど、県のほうにも一応、先ほど井上議員のほうからありましたように、国のペナルティーがなくなったから、例えば小学校就学前までは全部できないものかとか、検討はしたんですけど、県の制度が今四千何百万円か補助金をもらっておるんですけど、それ以外の制度をするのであれば補助金は出まさんと、そういう形になりまして、我々もやはり最少の経費で最大の効果を出さないかんということで、今回は県の仕組みに合わせたということが現状でございます。

今後は、また県のほうが拡充すれば、当然市のほうもそれに合わせてというのは、可能であるとは考えております。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第39号平成30年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論、ありませんか。

○委員（井上勝博） 市民福祉分ということでいうと、やはりマイナンバーの問題というのが、個人情報の漏えいの危険性というのが非常に強まってきていると。

国のほうは今年度から、市が企業に対して送る税の通知については、マイナンバーを記載しなくてもいいというふうになったというのは、逆にいうと、そういう漏えいの危険性というのが、やはりあったということの意味しているわけで、これからこういう問題大きくなっていくということで、マイナンバーはやはり見直す必要があるということが一つ。

それから、やはり国保、介護、今回は引き上げ

が見送られたわけですけども、市民は安くなったわけじゃないですから、相変わらず高いわけですから、一般会計からの繰り出しで、国保、介護、引き下げるべきであるということで、反対いたします。

○委員長（福田俊一郎） 次に、本案に賛成の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 本案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（福田俊一郎） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一） 今回特にございません。

○委員長（福田俊一郎） それでは、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（福田俊一郎） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

ここで協議会に切りかえます。

～～～～～～～～

午後1時35分休憩

～～～～～～～～

午後1時37分開議

～～～～～～～～

○委員長（福田俊一郎）ここで、本会議に戻します。

---

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（福田俊一郎）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

本委員会の行政視察については、5月の第2週目をめどに実施したいと思いますが、視察先との調整等が必要となりますので、委員派遣の手続は委員長に一任いただきたいと思います。

また、市内の現地視察等は、現在のところ予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の手続についても委員長に御一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

△閉 会

○委員長（福田俊一郎）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 福田俊一郎